

報道各社 御中

担当：札幌市消費者センター調査指導係 TEL728-2111
-----------------------------------

## 不当請求事業者の公表について

調査の結果、下記団体を不当請求事業者と認定しましたのでお知らせいたします。

事業者名	住 所	電 話
国民生活救済センター 顧問弁護士 京谷信夫	東京都港区南青山 2-2-15 ウィン青山 413	03-4436-8739

### 1 市民からの相談件数 (平成 26 年 3 月 11 日現在)

相談件数	相 談 受 付 時 期
1 件	平成 25 年 12 月下旬

### 2 相談状況

事業者にお金を支払った事例はありません。

相談者	相 談 事 例
70 代男性	以前購入した違法わいせつ物の製造販売に関与した数グループが当該団体と被害者女性及び被害者児童の保護者の働きかけにより警視庁に摘発された。 このたび、購入者に対しても事件証拠を提出し、告発すると書面に書いているが、自分には身に覚えがないが対処法はどのようにしたら良いか。

### 3 添付資料

市民に送付された不当請求文書

### 4 消費生活相談室のご案内

札幌市消費者センター消費生活相談室 **相談専用電話番号は 011-728-2121** です。

受付は、土日・祝祭日・年末年始を除く午前 9 時から午後 7 時まで。

ただし、面接相談は午後 4 時 30 分までとなっています。

# 告発通知

事件番号 平成 年( ) 第 号

貴殿が以前、購入した違法わいせつ物(無修正映像・児童ポルノ)の製造、販売に関与したグループが当団体と被害者女性及び被害者児童の保護者の働きかけもあり、平成 年 月に警視庁に摘発されました。

この度更なる拡大を防止する為、購入者に対しても被害者女性達の強い意向により事故証拠(購入履歴、金融機関履歴等)を提出し告発致します。

告発後、購入者に対し警視庁及び管轄警察署からの家宅捜査事情聴取の出頭要請を受ける事にもなりかねます。

児童買春、児童ポルノ 禁止法第七条  
(3年以下の懲役又は300万円以下の罰金)  
児童ポルノを所持、製造、運搬、輸入、輸出した者。

## 刑法175条

1、猥褻物所持、猥褻物購入(性器が露出している物)  
図画、電磁的記録に係る記録媒体、その他の物を頒布し又は公然と陳列した者は2年以下の懲役、若しくは250万円以下の罰金、若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2、前項の物を所持し又は同項の電磁的記録を保管した者も同項と同様とする。

あなたの行為は法律に違反しています。

正当な裁きを受けるのも、このような性犯罪への社会喚起となりますが、改心し被害者に対して反省の意思があるのならば告発を取り下げる事もできます。

告発を取り下げたい者は、当団体に必ずお電話にてご連絡下さい。連絡がなき場合、即時告発致します。

[児童や女性に対するこのような行為は非人道的で絶対許されません]

受付時間 月曜日～金曜日(土、日、祝日は除く)  
午前10時～午後5時

国民生活救済センター 顧問弁護士 京谷 信夫

東京都  
港区  
新方  
地裁  
判部

〒107-0062

東京都港区南青山2-2-15 ウィン青山413  
03-4436-8739